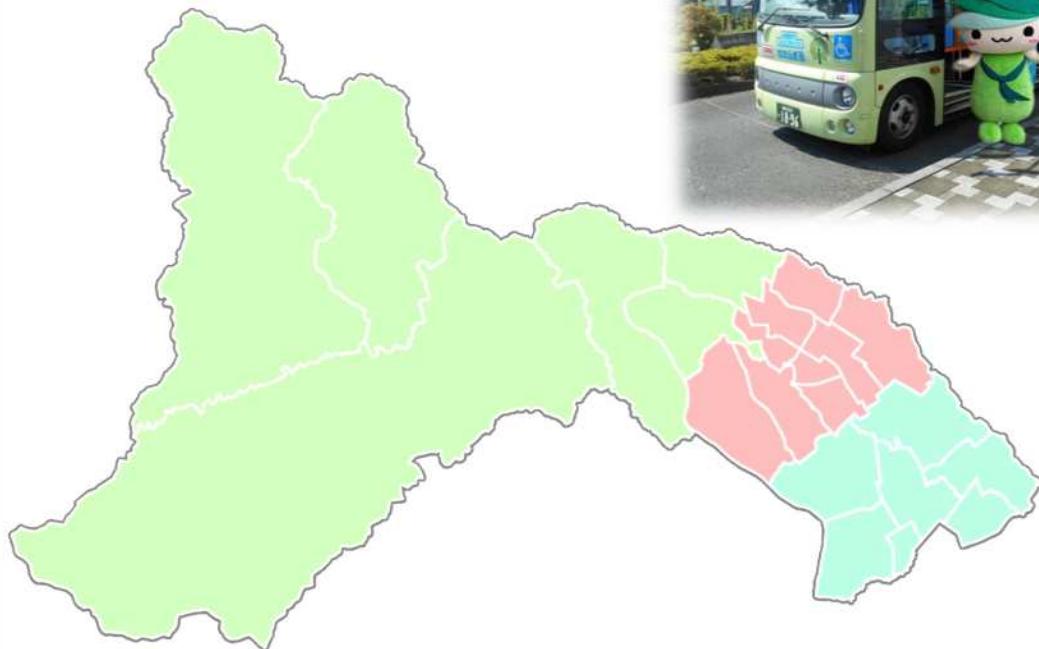


コミュニティバス導入の手引き



● はじめに	1
● コミュニティバスを導入するための条件	2
● コミュニティバス導入検討の流れ	4
● 導入に向けての取り組み	
1 導入検討の開始	5
2 計画概要の検討	6
3 需要調査の実施	9
4 計画の詳細検討	10
5 実証運行開始準備	12
6 実証運行開始	13
● 添付資料	
チェックシート（地域組織用）	16
交通不便地域図	17
コミュニティバス導入検討申請書（様式1）	30
運行経路案（様式2）	31
運行計画案（様式3）	32
需要調査アンケート票（例）	33
運行開始後調査アンケート票（例）	37

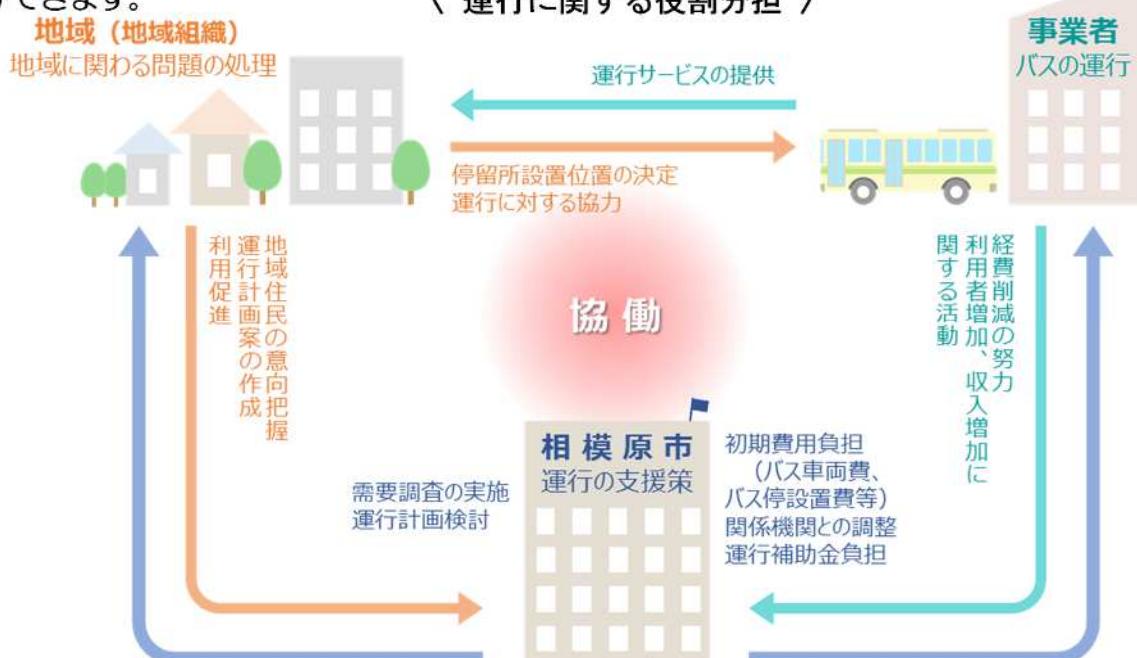
はじめに

市では市内の**交通不便地域※1**における**移動制約者※2**等の移動手段の確保を図るため、コミュニティバスをはじめとしたコミュニティ交通の導入検討を行っています。

コミュニティバスは、交通事業者により運行されるバス路線網等を補完し、公共交通を必要とする度合いが高い高齢者や自動車を利用できない方などの移動手段を確保するために運行を行うものです。

また、コミュニティバスは本当に必要とされ、利用される地域に運行しないと、「空気を運ぶバス」になり、運行を継続することができなくなってしまいます。そのため、「みんなでバスを利用するので、バスを運行したい」と考える地域に対して、導入及び運行を支援する仕組みを作りました。

この仕組みに基づき、「地域」「行政」「事業者」の3者がそれぞれの役割を担い、協働による運行を実現することで、地域のニーズに合致した利用しやすいコミュニティバスを運行することができます。



この手引きは、交通不便地域に住む方々が、コミュニティバスを運行したいと考えた時の導入マニュアルとして作成したものです。

この手引きを活用し、地域の皆様にとって利用しやすいコミュニティバスの検討を行ってください。

※1 交通不便地域

「相模原都市計画区域（旧相模原市・旧城山町）」の市街化区域において住居系の土地利用を図る区域並びに「相模湖津久井都市計画区域」、及び「都市計画区域外の区域（旧津久井・相模湖・藤野町）」において、鉄道駅等から1,000m以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れている地域を指します。

※2 移動制約者

高齢者や自動車を利用できない方など、公共交通以外に移動手段がない方のこと。
なお、コミュニティバスは、バス停まで自力でいける人を対象とし、福祉目的の戸口輸送（ドア・トゥー・ドアのサービス）を必要とする人は対象に含みません。

コミュニティバスを導入するための条件

コミュニティバスは、導入対象となる地域において、次の導入条件を満たした場合に運行を行うもので、地域の問題をよく知る地域の皆様が中心となって、地域の実情にあったバスの検討を行います。

コミュニティバスの導入条件

- ① 「地域住民」による「地域組織」の形成
- ② 「運行経路の考え方」に整合した経路の設定
- ③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

地域住民

導入対象地域に居住する住民およびその地域内で営業する企業・商店等の関係者をいいます。

地域組織

事業を円滑に推進するために地域住民で組織された団体。地域の自治会との連携がとれ、地域住民の代表として活動できる団体であり、組織の代表者が選任されていることが要件となります。

運行経路の考え方

- 交通不便地域と最寄りの鉄道駅又はバスターミナル（ターミナルに準じる施設を含む）を結ぶ。
※運行経路の近隣に商業施設、病院、公共施設等がある場合は経由することを検討
※中山間地域は既存の路線バスが撤退した場合に交通不便地域になる地域を経由する場合のみコミュニティバスの導入が可能
- 既存の路線バスとの競合は避ける。
- 定時性確保のため、都市部※1は全長10km、1行程45分以内、中山間地域※2は全長15km、1行程45分以内とする。
(運行の効率性や経費を考えると25分以内が望ましい)

※1 都市部：旧相模原市、旧城山町の区域

※2 中山間地域：旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の区域

コミュニティバスを導入するための条件

運行基準(サービス内容)

	都市部	中山間地域
運行間隔	毎時1本（おおむね8時台～18時台）	移動需要による
運賃	原則近隣の路線バスと同等	
バス停 間隔	原則近隣の路線バスと同等	
運行形態	定時定路線 ※通常の路線バスのように、決められた運行経路を決められた時間に運行	
収支比率	「運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の40%以上」となることを目安に運行計画を作成	「運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の30%以上」となることを目安に運行計画を作成

運行継続条件

【都市部】

「1便当たり利用者数が10人以上であること」

【中山間地域】

「当該系統におけるピーク時間帯の1便当たり利用者数が10人以上であること」

※コミュニティバスを新規で導入する場合、運行継続条件と合わせて運行基準の収支比率を達成することが本格運行の条件。本格運行開始後は利用者数の運行継続条件で運行の存続を判断。

※路線バス等からの転換に伴う運行内容、運行継続条件等の検討は、従前の利用状況や運行内容を勘案した上で個別に検討。

コミュニティバス導入検討の流れ

※地域の皆様には 青字 で書かれた項目を行っていただきます

1 導入検討の開始

- ① 交通不便地域に該当するのかを確認
- ② 地域組織の形成（最低5人。代表者は、交通不便地域の自治会員又は自治会の推薦者）

チェック
ポイント

- ・地域組織が形成されていますか？

YES

2 計画概要の検討

- ① 希望経路の作成
- ② 交通不便地域における地域住民の意向把握（希望経路上にある交通不便地域の全自治会の合意）
- ③ 市に「コミュニティバス導入検討申請書」を提出

チェック
ポイント

- ・交通不便地域に該当しますか？
- ・全自治会の合意がありますか？

YES

3 需要調査の実施

- ① 需要調査と沿線住民の意向把握（市のアンケート調査）
- ② 概算事業費の算定（事業者から参考見積りの提示を受ける）
- ③ 運行継続条件等に適合しているかの検証

チェック
ポイント

- ・アンケート回収率が30%以上ですか？
- ・利用者数及び収支が基準を満たしていますか？

YES

4 計画の詳細検討

- ① 地域交通活性化協議会に提案（運行概要・スケジュール説明）
- ② 「運行計画案」の作成
- ③ 地域交通活性化協議会で運行計画案を検討
- ④ バス停設置に対する住民の合意形成
- ⑤ 地域交通活性化協議会での合意（運行計画内容及び実証運行実施）と市の意志決定

チェック
ポイント

- ・地域交通活性化協議会での合意及び市の意志決定が得られましたか？

YES

5 実証運行開始準備

- ① 運行事業者の選定
- ② 交通安全の確認（警察）
- ③ 事業許可申請
- ④ 実証運行開始の周知
- ⑤ バス停の設置
- ⑥ バス車両の調達

チェック
ポイント

- ・事業許可が得られていますか？
- ・沿線住民への周知は十分に行われていますか？

YES

6 実証運行開始

- ① 利用促進活動の実施
- ② 運行に対する協力
- ③ 利用実態調査への協力
- ④ 運行実績の確認
- ⑤ 運行内容見直しの協議
- ⑥ 運行継続の判断

チェック
ポイント

- ・運行、利用促進に協力をしていますか？
- ・利用者数、収支比率は基準を満たしていますか？

YES

本格運行開始

導入に向けての取り組み

1 導入検討の開始

〈1〉交通不便地域に該当するのかを確認 ▶地域の皆様に行っていただきます

導入検討を開始するためには、**お住まいの地域が市の定義する交通不便地域に該当していることが必要です。**

そして「**コミュニティバスの運行により交通不便地域が解消される**」ことが前提となります。なお、交通不便地域の位置については、本手引きの付属資料で確認できます。

〈2〉地域組織の形成 ▶地域の皆様に行っていただきます

導入にあたっては、地域が自ら中心となって検討し、取り組んでいくという意志を持っていることが必須の条件となります。そのため、実際に検討や運行への協力を行う組織として「**地域組織**」を形成していただきます。

地域組織は、自治会等との連携がとれ、地域の代表として活動できる組織でなければなりません。**構成員は最低5人以上とし、代表者を1名選任**していただきます。この代表者は活動の連絡窓口として選任されるものであり、「自治会長等、組織の長が担当しなければならない」というわけではありません。

また、地域組織の代表者は当該地域の自治会員により選出することを標準としますが、自治会に加入していない方でも当該自治会より賛同を得て、運行の検討に協力を得ることができる方であれば、代表者となることができます。

なお、近隣の交通不便地域等と連携して地域組織を形成することも可能とします。

導入に向けての取り組み

2 計画概要の検討

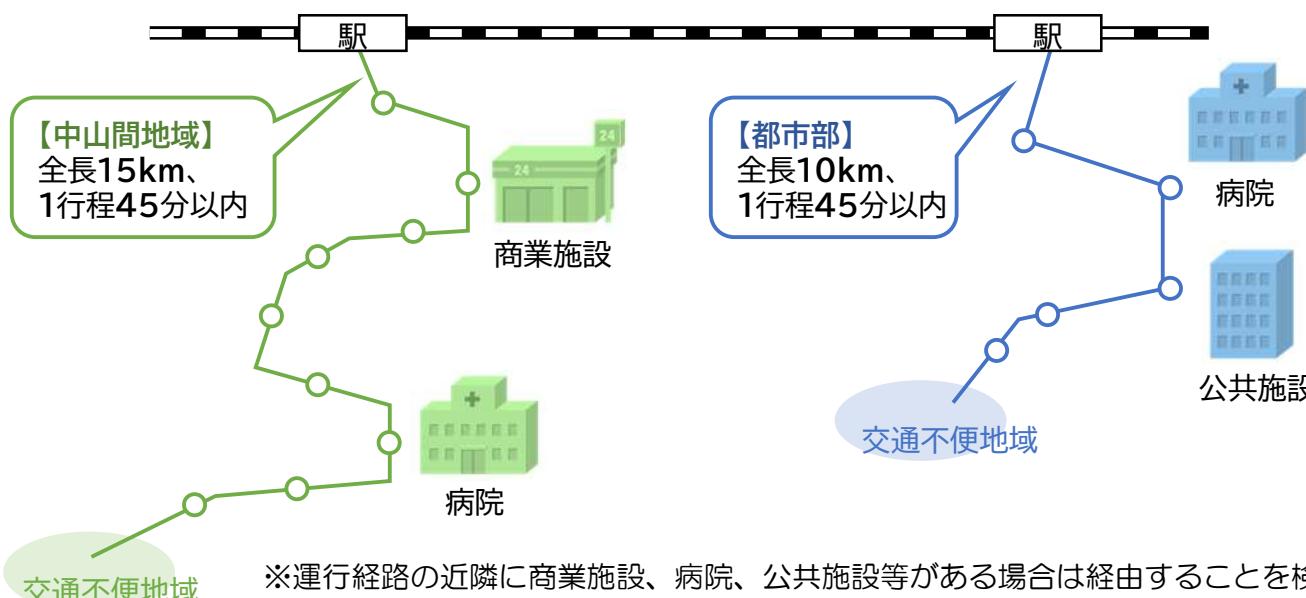
〈1〉希望経路の作成 ▶地域の皆様に行っていただきます

地域組織が主体となり運行経路の検討を行います。ここでは先程ご説明しましたコミュニティバスの「運行経路の考え方」を踏まえ、バスが運行できる道路等の確認を行うとともに、地域における移動需要などを考慮し、交通不便地域を起点とするバスをどの駅（またはバスターミナル）に結節させるかを決めます。

必要があれば市の職員の派遣を行い、アドバイスをすることも可能です。また、途中の経由地についても検討し、重要な経由地があればこの段階で指定しておきます。なお、ここで決められた運行経路を以後「希望経路」と呼ぶことにします。

運行経路の考え方

- 交通不便地域と最寄りの鉄道駅またはバスターミナル（ターミナルに準じる施設を含む）を結ぶ。
※運行経路の近隣に商業施設、病院、公共施設等がある場合は経由することを検討
※中山間地域は既存の路線バスが撤退した場合に交通不便地域になる地域を経由する場合のみコミュニティバスを導入可能
- 既存の路線バスとの競合は避ける。
- 定時性確保のため、都市部は全長10km、1行程45分以内、中山間地域は全長15km、1行程45分以内とする。（運行の効率性や経費を考えると25分以内が望ましい）



※運行経路の近隣に商業施設、病院、公共施設等がある場合は経由することを検討
※中山間地域は、既存の路線バスが撤退した場合に交通不便地域となる地域を経由する場合のみコミュニティバスを導入可能

導入に向けての取り組み

2 計画概要の検討



既存の路線バスとの競合について

「既存の路線バスの利用者を奪う状況」を「競合」とする。

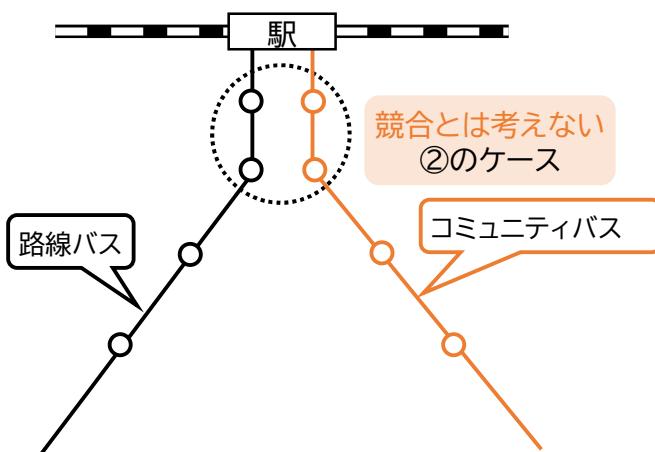
★ 運行経路が重なっていても「競合」とは考えないケース

- ① 運行時間帯が異なる場合
- ② 重なっている区間が駅など主要目的地周辺の一部区間のみの場合
- ③ 他に経路選択の余地がなく、やむを得ない場合

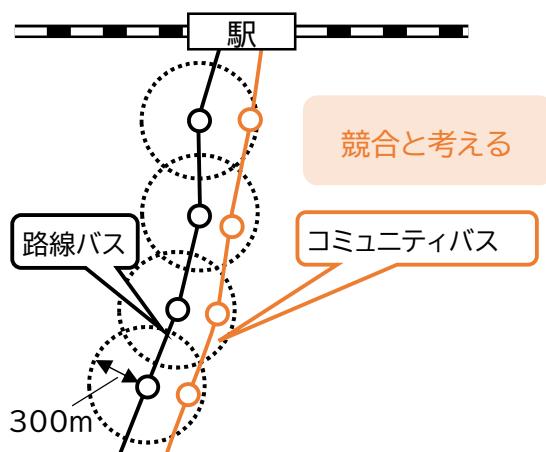
★ 運行経路が重なっていなくても「競合」と考えるケース

主要な目的地が同じ路線バスのバス停勢圏（バス停から300m範囲）内にバス停が設置されている場合

★ 運行経路が重なっていても 「競合」とは考えないケース



★ 運行経路が重なっていなくても 「競合」と考えるケース



バスが運行できる道路について

● 道路幅員

相互通行の場合、車道の幅員は車両幅の2倍+50cm以上必要となります。
※車両の幅が2.10mの場合、4.70m以上の道路幅員が必要となります。

● 道路形状

勾配、隅切り、見通し等について、現地調査や実車走行を通じて、交通管理者、道路管理者と協議を行う必要があります。

導入に向けての取り組み

2 計画概要の検討

〈2〉交通不便地域における地域住民の意向把握

▶地域の皆様に
行っていただきます

検討した希望経路を、[地域組織](#)が希望経路上の交通不便地域に該当する自治会に公開し、導入のメリット、運行経路の考え方、地域の役割を良く説明した上で、希望経路に対する賛否、運行への協力の可否を問います。ここで[全ての自治会の合意が得られた場合](#)に次のステップに進みます。合意が得られない場合は、何回でも希望経路を修正し、賛否及び協力の可否を問い合わせることができます。ただし、何回やっても合意が得られなければ、次のステップへ進むことはできません。

〈3〉市に「コミュニティバス導入検討申請書」を提出

▶地域の皆様に
行っていただきます

交通不便地域に該当する全ての自治会の同意が得られた場合は、市に「[コミュニティバス導入検討申請書](#)」を提出してください。

この申請書には、次の内容を記載していただきます。

- 地域名（自治会名）
- 代表者名、代表者連絡先
- 構成員名（最低5人）
- 希望経路
- 導入を検討する理由

提出された申請書の内容を市が審査し、受理されると需要調査の実施に進みます。

なお、同時期に複数の申請があった場合には、申請内容を勘案し、市の予算の範囲内で、より導入の必要性が高いと考えられる地域から順番に調査を実施します。

なお、導入の必要性の判断に際しては、次の点に考慮した検討を行います。

- ・相模原市立地適正化計画における居住誘導区域（区域内であるかどうか）
- ・交通不便地域の面積及び居住人口（運行継続条件を満たす交通需要があるかどうか）
- ・都市機能（医療機関や商店など）の立地状況（日常生活に必要な施設が近隣にあるかどうか）

導入に向けての取り組み

3 需要調査の実施

〈1〉需要調査と沿線住民の意向把握(市のアンケート調査)

希望経路に基づき運行した場合の需要を予測するために、市が需要調査を実施します。需要調査では、希望経路沿線住民を対象にアンケートを実施しますが、アンケート調査の結果、回収率が低い場合は地域の関心が低いと考えられます。

地域の関心が低いと協働による運行が困難になりますので、次のステップに進むためには、交通不便地域内の回収率を30%以上確保することを条件とします。
調査結果の分析は市が行い、結果を地域組織に公表します。

〈2〉概算事業費の算定

需要調査を実施した希望経路を運行する場合の概算事業費について、市がバス事業者（市内を運行可能な複数の業者）に見積を依頼します。見積の提示を受けるためには具体的な運行経路の設定が必要となりますが、この段階ではまだ運行経路の詳細は決まっていませんので、複数案を作成し、見積を依頼することもできます。また、運行サービス内容（運賃、運行間隔、運行時間帯、使用車両等）については、運行基準によることを基本とします。

なお、1便あたりの利用者数と運賃収入は、需要調査の結果から予測します。

〈3〉運行継続条件等に適合しているかの検証 ▶地域の皆様に行っていただきます

1便あたりの利用者数と運賃収入の予測をもとに、運行継続条件等を満たしているかの検証を行います。満たしている場合は、計画詳細検討に進みます。

運行継続条件

【都市部】

「1便あたり利用者数が10人以上であること」

※新規導入の場合は運行基準の「運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の40%以上であること」も満たす必要がある。

【中山間地域】

「当該系統におけるピーク時間帯の1便あたり利用者数が10人以上であること」

※新規導入の場合は運行基準の「運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の30%以上であること」も満たす必要がある。

導入に向けての取り組み

4 計画の詳細検討

〈1〉地域交通活性化協議会に提案

計画概要の内容及び今後の検討スケジュールを市が地域交通活性化協議会に提案します。この段階では提案のみを行い、具体的な検討については運行計画案が策定された後に行うこととなります。

地域交通活性化協議会

本市の地域交通の活性化を図るため、地域の実情に合ったバス交通のあり方や導入等について検討する会議です。学識経験者、国、県の関係機関、交通事業者、公募市民、バス協会等の関係団体が主な構成員となります。

〈2〉運行計画案の策定 ▶地域の皆様に行っていただきます

地域組織・行政・バス事業者・警察により運行計画の協議を行い、計画概要の内容をより具体的にした「運行計画案」を策定します。運行経路については、見積作成の段階で複数案が作成されていた場合にはこの段階で1案に絞り込みます。その際には、道路環境（道路の幅員・勾配）、交通規制、交通実態等の諸条件も考慮し、運行経路を決定します。運行計画案に盛り込む内容は次の通りです。

- 運行経路
- 停留所位置
- 運賃
- 運行時間帯
- 運行本数（運行間隔）

〈3〉地域交通活性化協議会で運行計画案を検討

策定された運行計画案を市が地域交通活性化協議会に提示し、関係者各位との調整を図ります。地域組織の代表者には、住民代表として会議に参加していただく場合もあります。
※本市の地域交通活性化協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に基づく法定協議会で、協議結果には尊重義務などがあります。

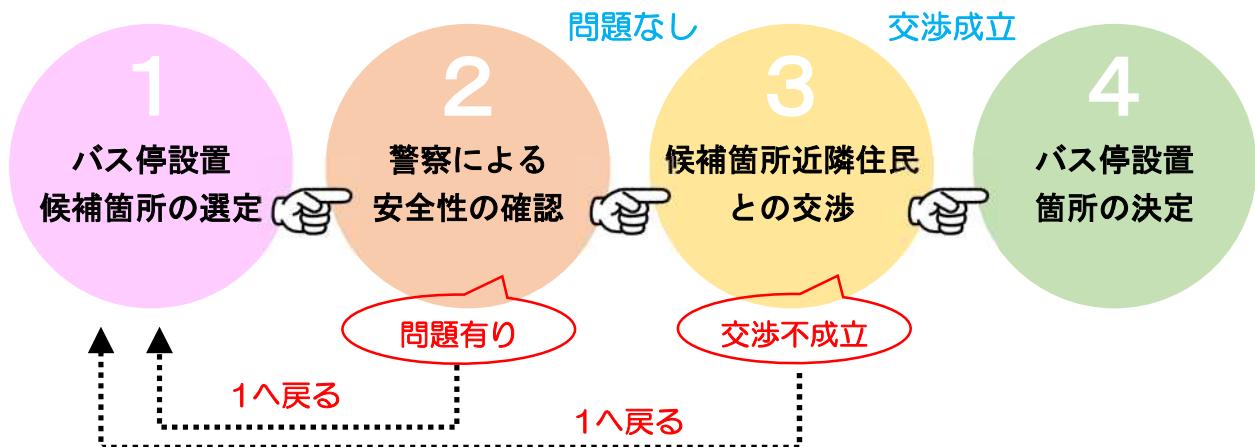
導入に向けての取り組み

4 計画の詳細検討

〈4〉バス停設置に対する住民の合意形成 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行計画案が策定され、バス停候補地が決まったら、**バス停の設置について地先にお住まいの方の了承を得なければなりません**。地域組織には、バス停設置の地先交渉について協力をお願いします。バス停設置の了承が得られない場合にはバス停設置箇所の再検討が必要となります。

〈バス停設置箇所の検討フロー〉



〈新設箇所では安全性の確保を重視〉

バス停 設置条件

- 坡道には基本的に設置しない
- 歩道のない道路（路肩活用）は待機スペース等も考慮
- 交差点や横断歩道の付近は設置しない
(原則30m以上距離をとる)
- 坡道・カーブ等の変化点には設置しない
- 沿線の自動車出入口から3m以上距離をとる

〈路線バス重複区間は既存バス停を活用〉

〈5〉地域交通活性化協議会の合意と市の意志決定

バス停の位置も含めて運行計画が策定され、地域交通活性化協議会における検討が終了した段階で、計画内容を市が地域交通活性化協議会に諮り、2年間の実証運行実施の可否を審議します。

地域交通活性化協議会で承認されたのち、市が実証運行の実施に要する予算措置等を行うための意志決定を行います。意思決定が行われた場合に実証運行開始準備へ進みます。

導入に向けての取り組み

5 実証運行開始準備

〈1〉運行事業者の選定

市が入札を行い、運行事業者を選定します。

〈2〉交通安全の確認

交通安全については所轄の警察を通じて運行経路検討時に確認を行っていますが、必要に応じて警察立ち会いの下、運行事業者が実車を用いて最終確認を行います。確認の結果、安全性の確保が必要な箇所については、カーブミラーの設置やガードレールの設置などの交通安全対策を実施します。対策費用は市などの道路管理者が負担します。

〈3〉事業認可申請

運行事業者が国土交通省に事業許可の申請を行います。なお、許可までの処理期間は約2ヶ月間です。

〈4〉実証運行開始の周知

▶地域の皆様に行っていただきます

事業許可申請と併行して、運行開始日を決定及びパンフレット等の作成を行い、地域組織が主体となって、運行する周辺地区への周知等を行います。

〈5〉バス停の設置

事業許可申請と併行して、運行計画に基づき、バス停の製作など設置にあたっての準備を行います。バス停の設置費用は市が負担します。

なお、実際の設置は運行事業者と協議し、運行開始の直前に行うこととなります。

〈6〉車両の調達

運行に必要な車両を市が調達します。調達に必要な費用は市が負担します。調達に必要な期間は3~4ヶ月間程度かかりますので、事業許可申請と併行して行います。

導入に向けての取り組み

6 実証運行開始

〈1〉利用促進活動の実施 ▶地域の皆様に行っていただきます

2年間の実証運行が開始されたら、地域組織には、[利用促進方法についてさまざまなアイディアを提案](#)していただき、事業者及び行政と共に実施します。（地域住民への周知、バスを利用した絵画展の実施等）

〈2〉運行に対する協力 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行経路沿線にお住まいの方々には、地域組織を通じてバス停周辺の清掃や違法駐車車両排除活動など、[バスの運行を円滑に行うために必要な活動についてご協力をお願いします。](#)

〈3〉利用実態調査への協力 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行開始後は定期的に利用実態調査を実施し、「コミュニティバスの利用者層や利用目的が運行目的に合致しているか」「コミュニティバスの運行により沿線住民の交通不便な状況は解消されたか」などを検証することが必要となります。利用実態調査の実施につきましては、地域組織を通じて運行経路沿線の自治会に協力していただきます。

〈4〉運行実績の確認

市は、運行開始から1年ごとに「1便あたりの利用者数」と「経常費用に占める運賃収入比率」を集計します。そして、運行実績が運行継続条件等を満たしているか確認し、地域交通活性化協議会に報告します。

〈5〉運行内容見直しの協議 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行実績が運行継続条件等を満たしていない場合や利用実態調査の結果などに対応する必要が生じたときは、地域組織・行政・バス事業者・警察により協議を行い、運行内容（運行経路、運行時間帯等）の見直しを行います。見直し案については、地域交通活性化協議会の承認を得て変更していきます。

導入に向けての取り組み

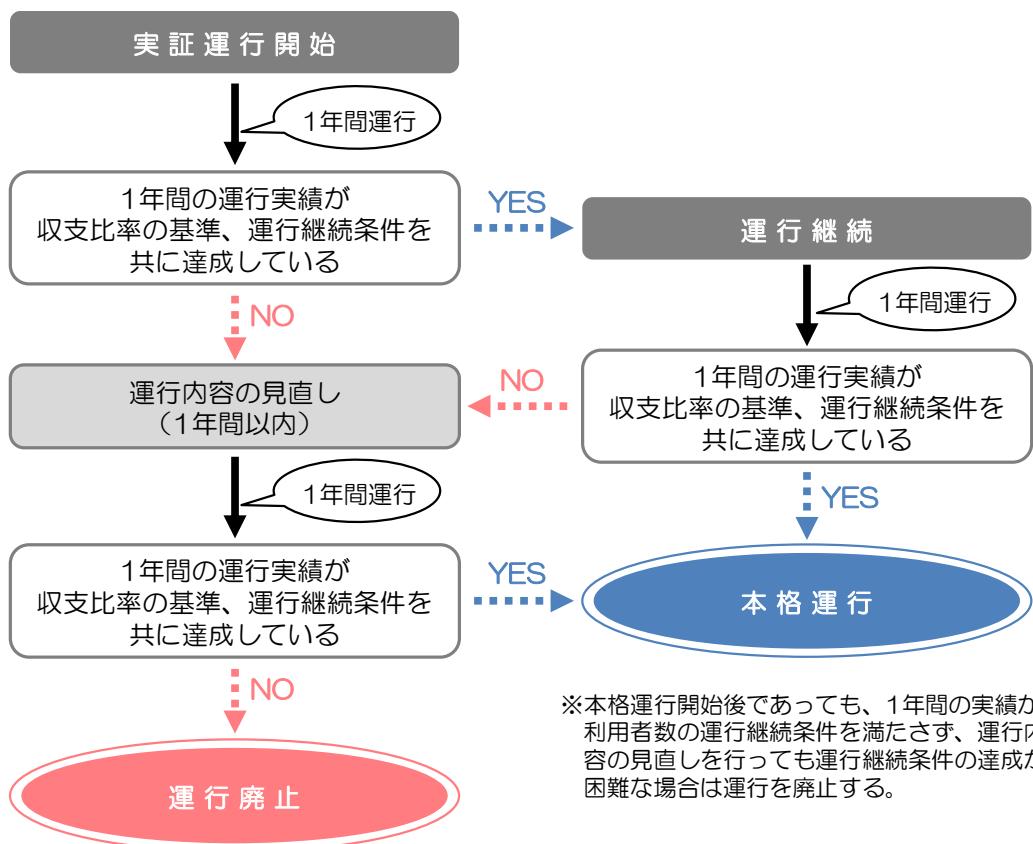
6 実証運行開始

〈6〉運行継続の判断

新規導入の場合は、2年間の実証運行を実施し、2年連続で収支比率の基準と利用者数の運行継続条件を満たした場合、本格運行に移行します。

また、実証運行1年目に条件等を達成できなかった場合でも、運行内容の見直しを行い、条件等を達成した場合は、本格運行に移行することができます。

なお、本格運行開始後に利用者数の運行継続条件を満たさず、運行内容の見直しを行っても条件の達成ができない場合は運行廃止となります。



運行継続に関する基準と条件

	都市部	中山間地域
【運行基準】 (収支比率)	運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の40%以上	運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の30%以上
【運行継続条件】 (利用者数)	1便当たり利用者数が10人以上	当該系統におけるピーク時間帯の1便当たり利用者数が10人以上

※新規で導入する場合、運行継続条件と合わせて運行基準の収支比率を達成することが本格運行の要件。本格運行開始後は利用者数の運行継続条件で運行の存続を判断。

添付資料

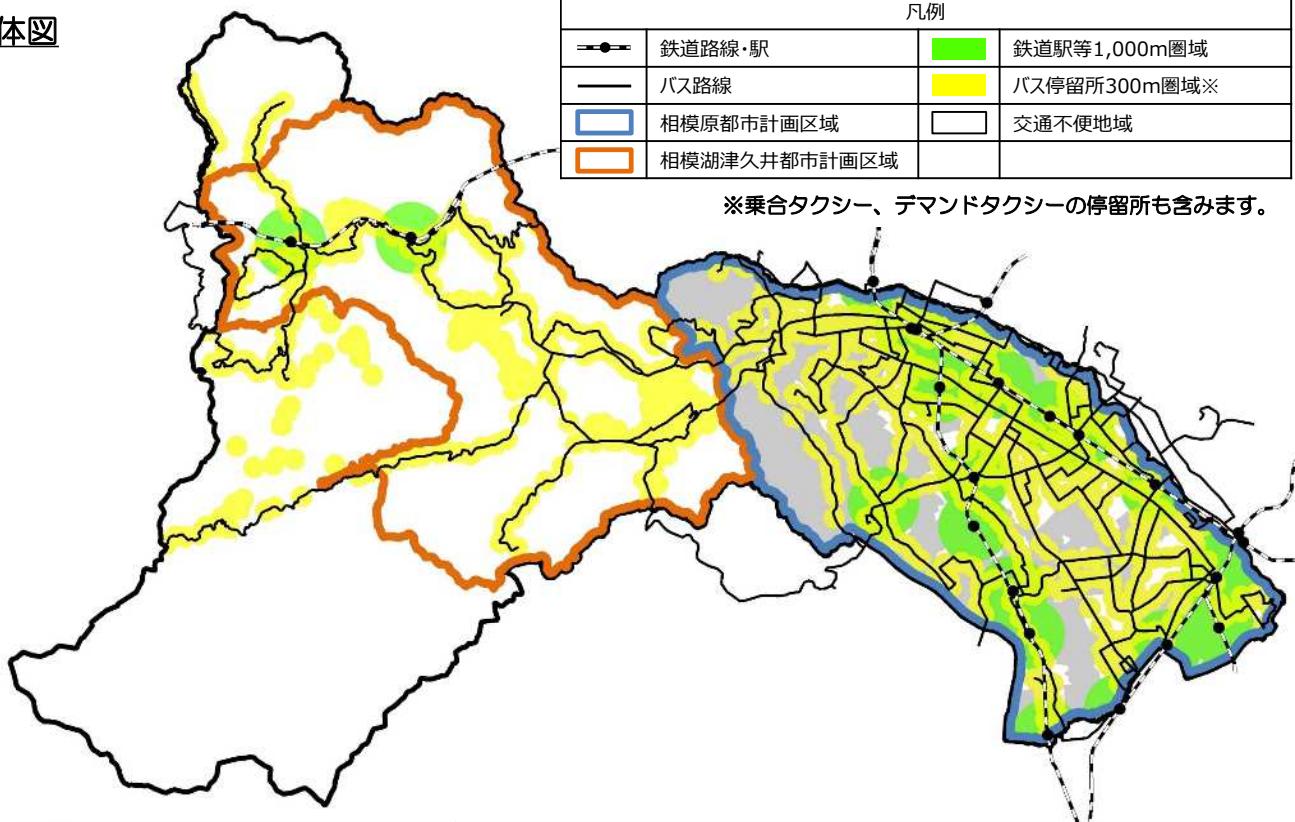
- チェックシート（地域組織用）
以下に示す様式1～3の提出状況、
及び運行開始後の運行への協力状況を
チェックするためのシートです。
- 交通不便地域図
- コミュニティバス導入検討申請書（様式1）
- 運行経路案（様式2）
- 運行計画案（様式3）
- 需要調査アンケート票（例）
- 運行開始後調査アンケート票（例）

チェックシート（地域組織用）

大項目	項目	内容	Check
導入検討の開始	交通不便地域の確認	検討対象地域は、市が定義している交通不便地域に該当しているか	
		コミュニティバスの運行により不便地域は解消されるか	
	地域組織の形成	5人以上の構成員により、地域組織が形成されているか	
		地域組織の代表者は選任されており、代表者は当該地域の自治会員か（または自治会の賛同を得た方であるか）	
		形成された組織は、地域の自治会等との連携がとれ、地域の代表として活動できるか	
計画概要の検討	希望経路の作成	「運行経路の考え方」「バスが運行できる道路」等の確認を行い、希望経路を作成したか	
	交通不便地域における地域住民の意向把握	希望経路を交通不便地域に該当する自治会に公開し、「導入のメリット」「運行経路の考え方」「地域の役割」を良く説明したか	
		全ての自治会の合意が得られたか	
	申請書提出	「コミュニティバス導入検討申請書」を提出したか	
需要調査の実施	需要調査	沿線住民にアンケート調査への協力を要請し、回収率を30%以上確保できたか	
	調査結果の確認	市が実施した分析結果を確認したか	
	具体的経路案の作成	見積依頼に必要な具体的運行経路案を作成したか（複数案作成可）	
	運行継続条件の確認	市から提供されるデータを基に、計画路線が運行継続条件を満たしていることを確認したか	
計画の詳細検討	運行計画の策定	行政・バス事業者・警察と運行計画の協議を行い、運行計画案を策定したか	
	バス停設置の合意形成	バス停の設置について、地先住民の合意は得られているか	
実証運行開始準備	実証運行開始PRの実施	パンフレット等の作成を行い、運行する周辺地区への周知を行ったか	
実証運行開始	利用促進活動の実施	利用促進方法についてアイディアを提案し、実施したか	
	運行に対する協力	違法駐車排除のためのPR活動は行われているか	
		バス停周辺の美化活動は行われているか	
	利用実態調査への協力	利用実態調査（アンケート調査）に協力しているか	
	運行実績の確認	市が集計した運行実績を確認し、運行継続条件を満たしているか	
	見直しの協議	運行継続条件を満たしていない場合は、行政・バス事業者・警察と運行内容見直しの協議を行ったか	

●交通不便地域図

全体図



●交通不便地域の考え方

「相模原都市計画区域」の市街化区域において住居系の土地利用を図る区域並びに「相模湖津久井都市計画区域」、及び「都市計画区域外の区域」において、鉄道駅等から1,000m以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れた地域。

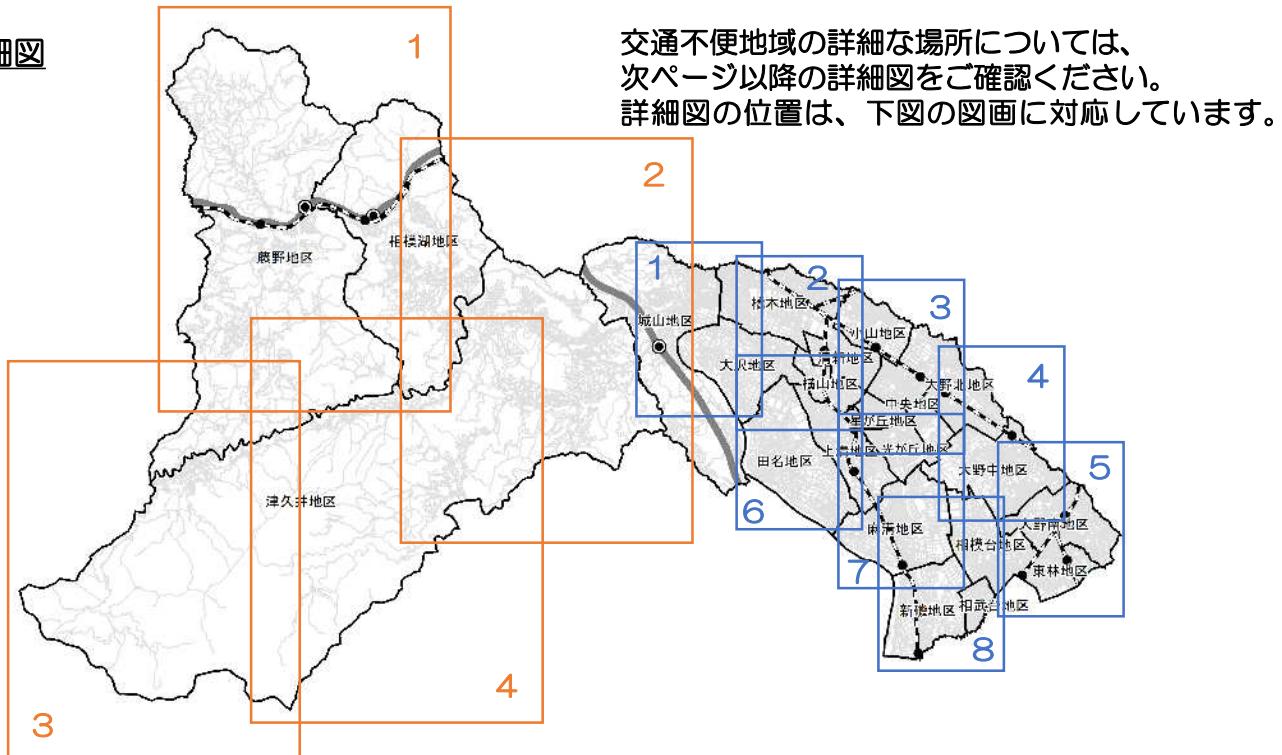
※ 「市街化区域において住居系の土地利用を図る区域」

工業専用地域、工業地域及び準工業地域のうち住宅が制限される地区計画指定箇所など工業系土地利用が図られている箇所を除いた市街化区域。

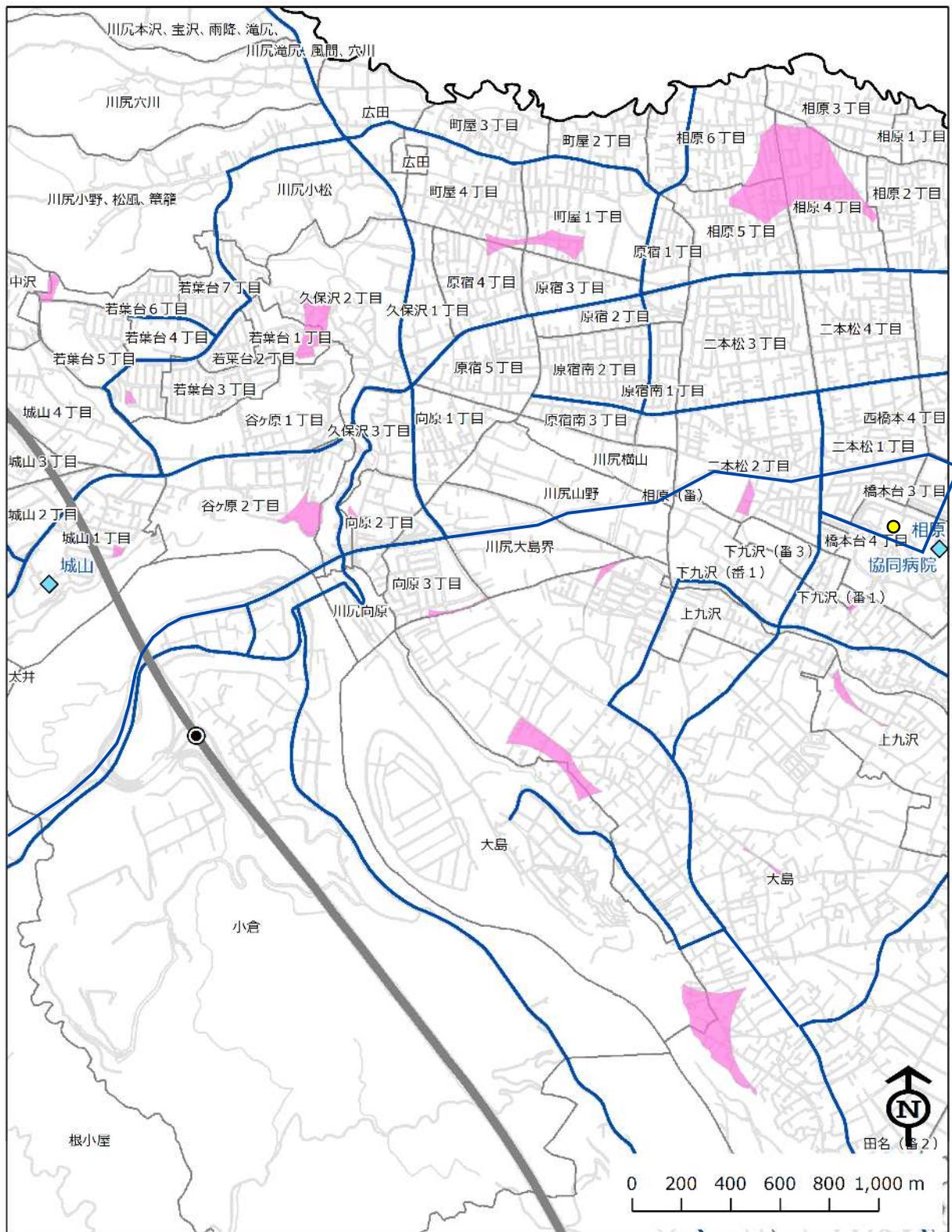
※ 「鉄道駅等」

鉄道駅及び鉄道駅に準じるバスの運行水準や車の乗降場、駐輪場等の機能を備える田名バスターミナル。

詳細図



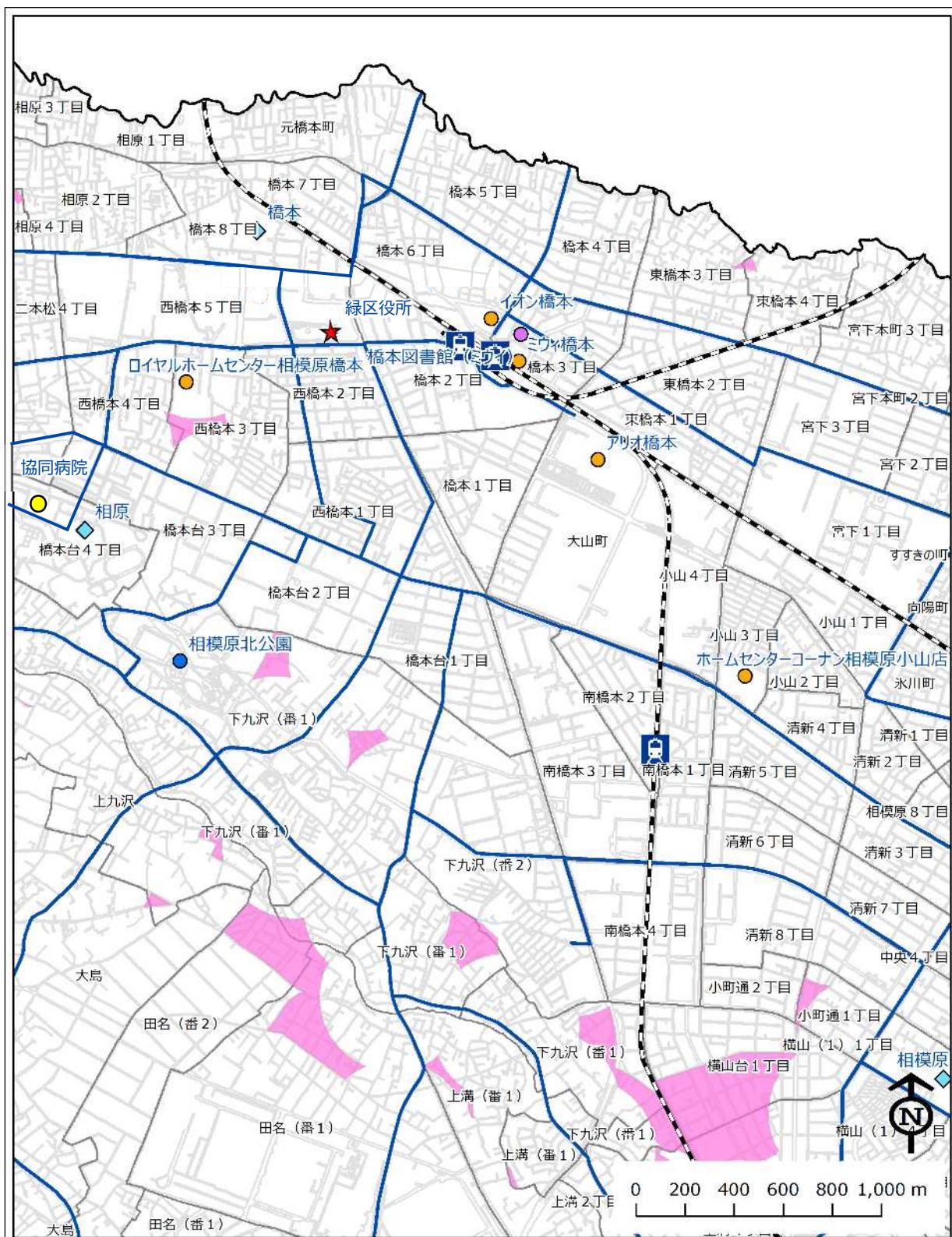
交通不便地域－1



【凡例】

■ 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
—— バス路線	● 公園(10ha以上)	
★ 市役所・区役所	● 図書館	

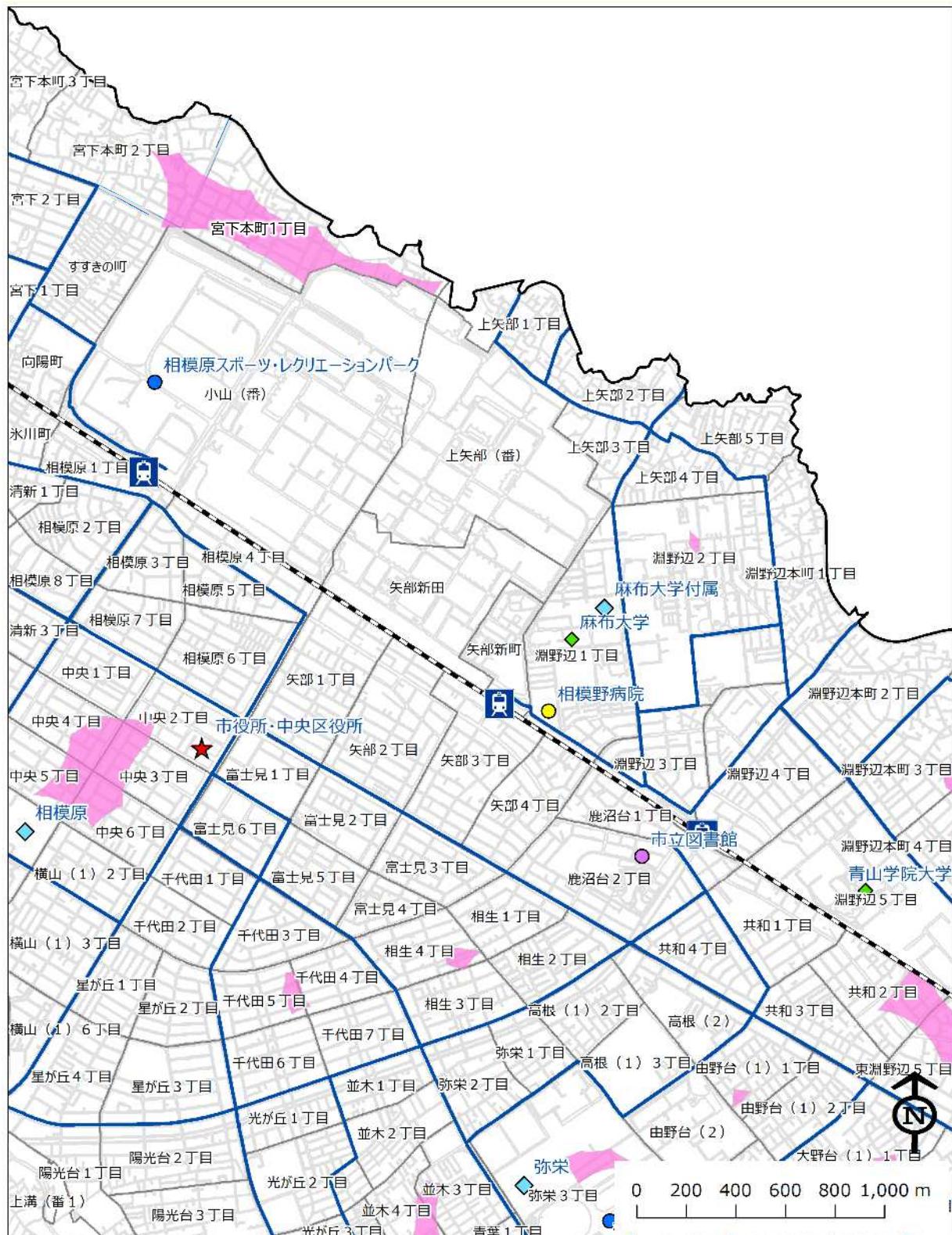
交通不便地域 - 2



【凡例】

■ 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
— バス路線	● 公園(10ha以上)	
★ 市役所・区役所	● 図書館	

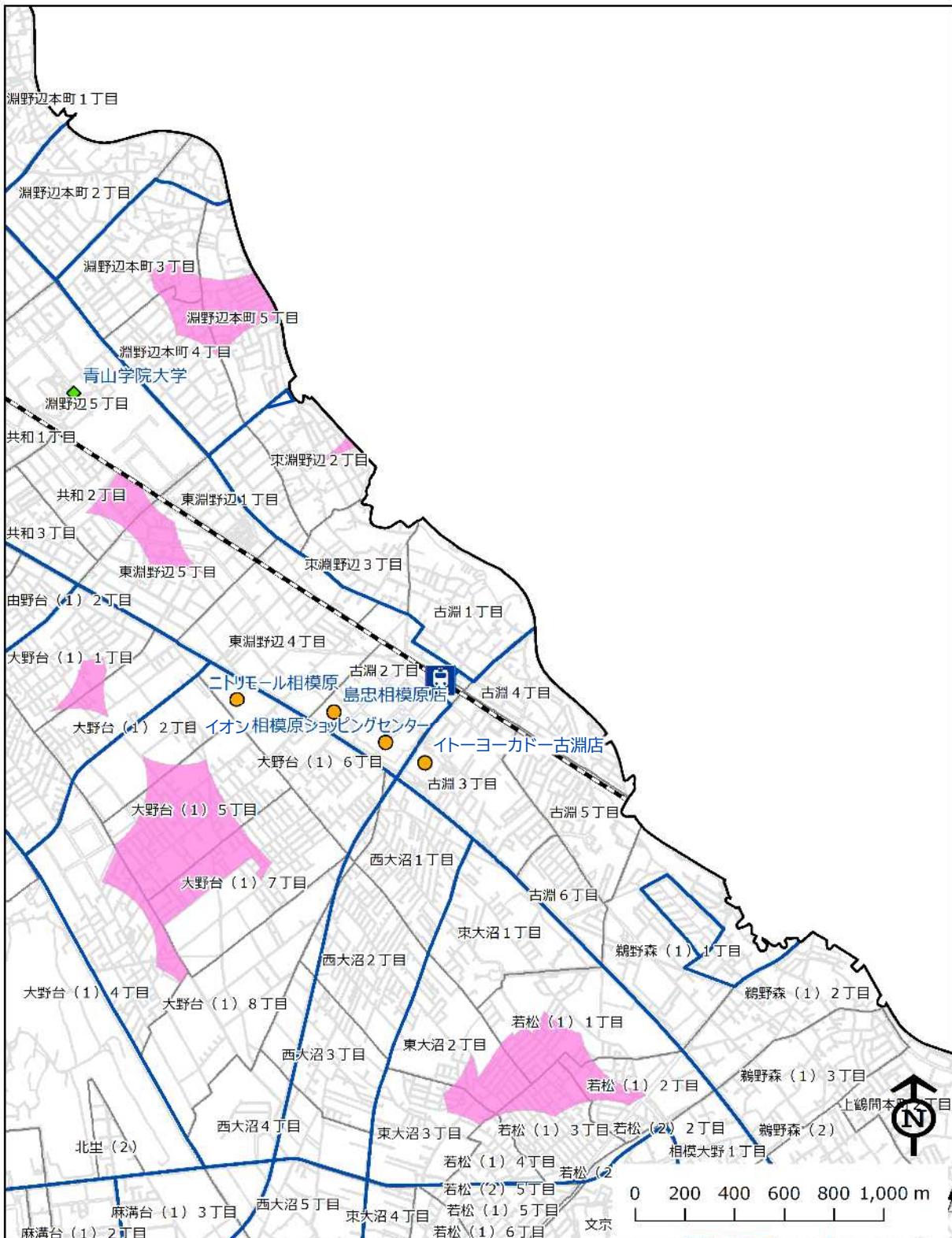
交通不便地域－3



【凡例】

■ 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
—— バス路線	● 公園(10ha以上)	
★ 市役所・区役所	● 図書館	

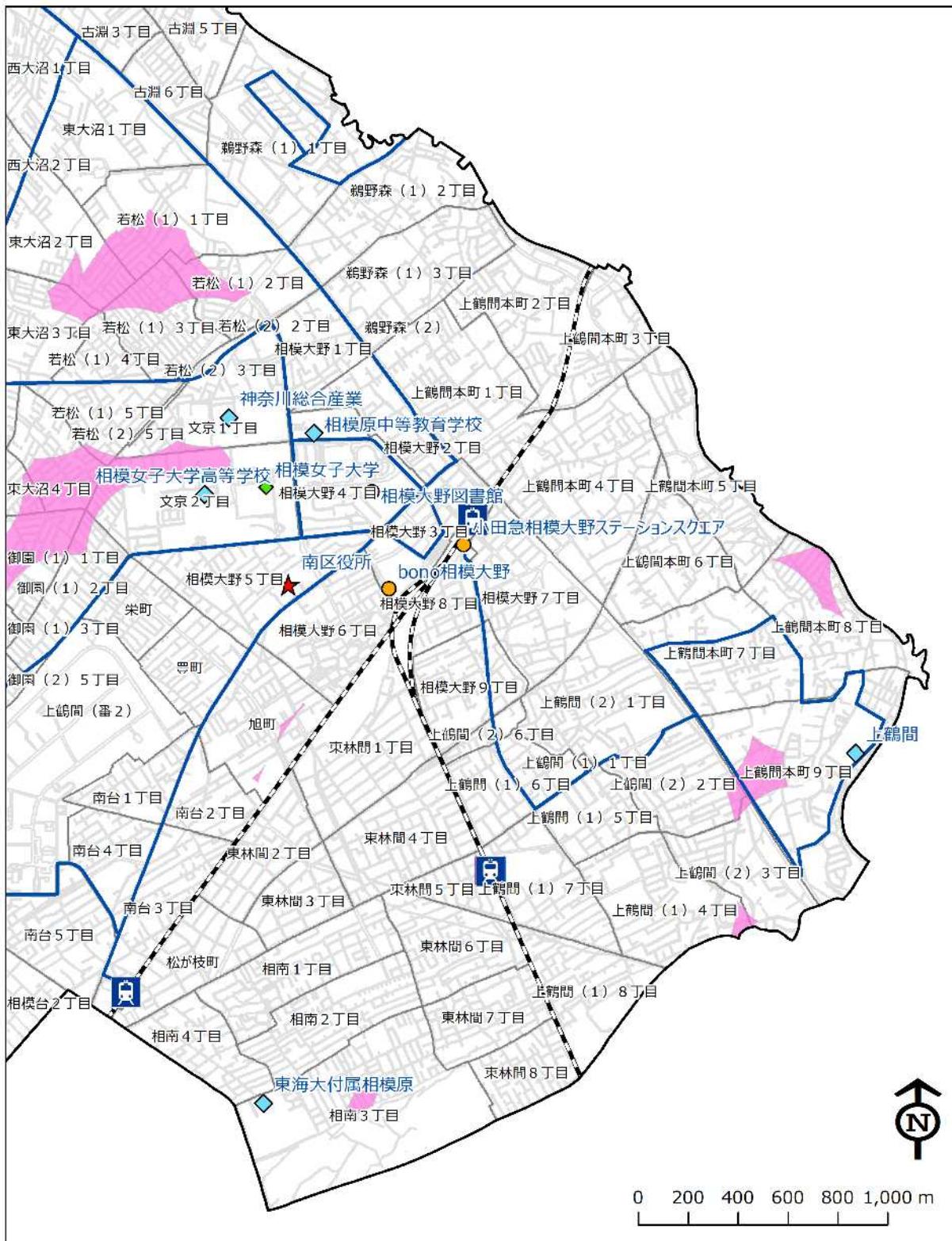
交通不便地域－4



【凡例】

- | | | |
|--|--|---|
| 交通不便地域 | ● 大規模商業施設(10,000m ² 以上) | ◆ 大学 |
| ■ 鉄道駅 | ● 病院(200床以上) | ◆ 高校 |
| — バス路線 | ● 公園(10ha以上) | |
| ★ 市役所・区役所 | ● 図書館 | |

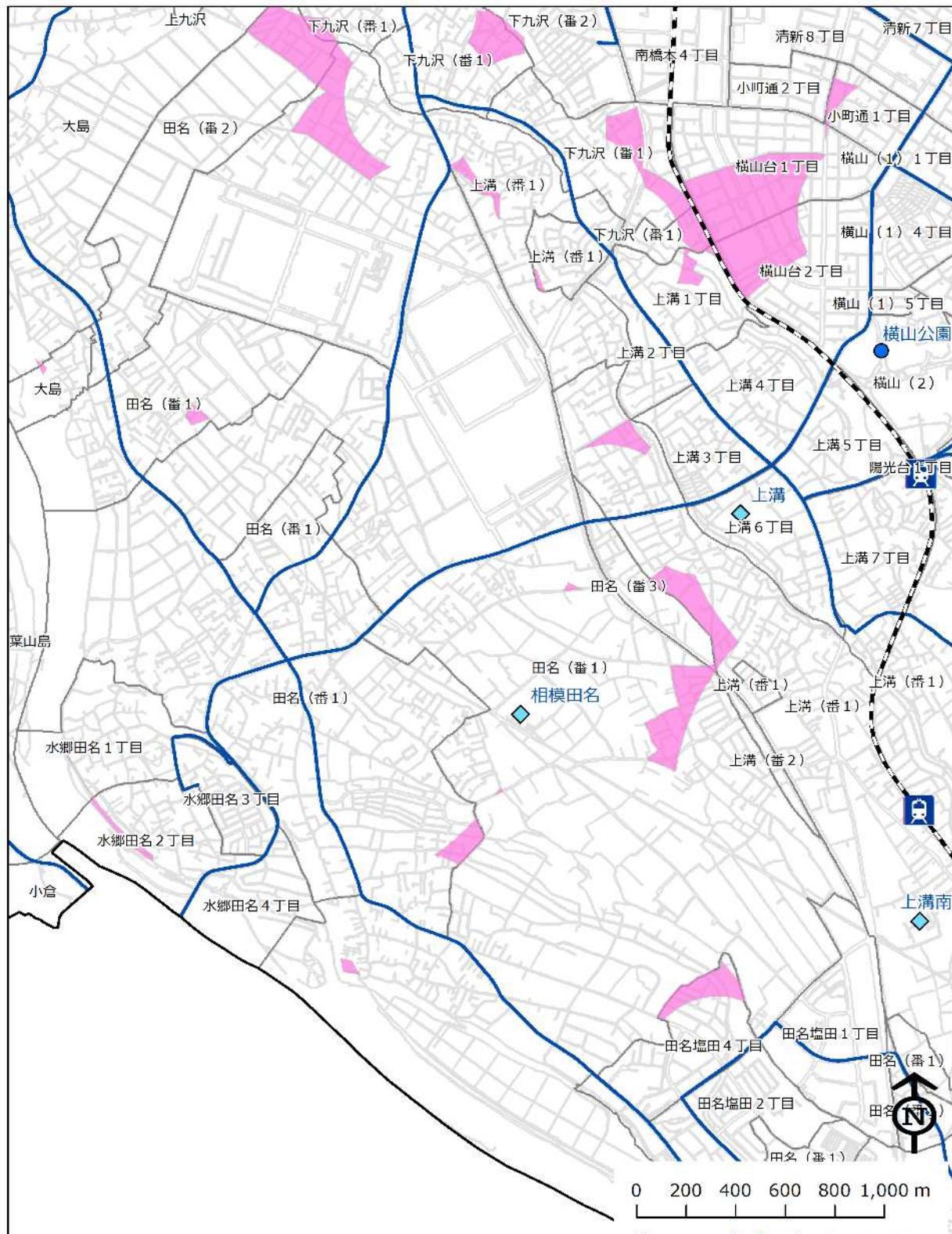
交通不便地域－5



【凡例】

 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
— バス路線	● 公園(10ha以上)	
★ 市役所・区役所	● 図書館	

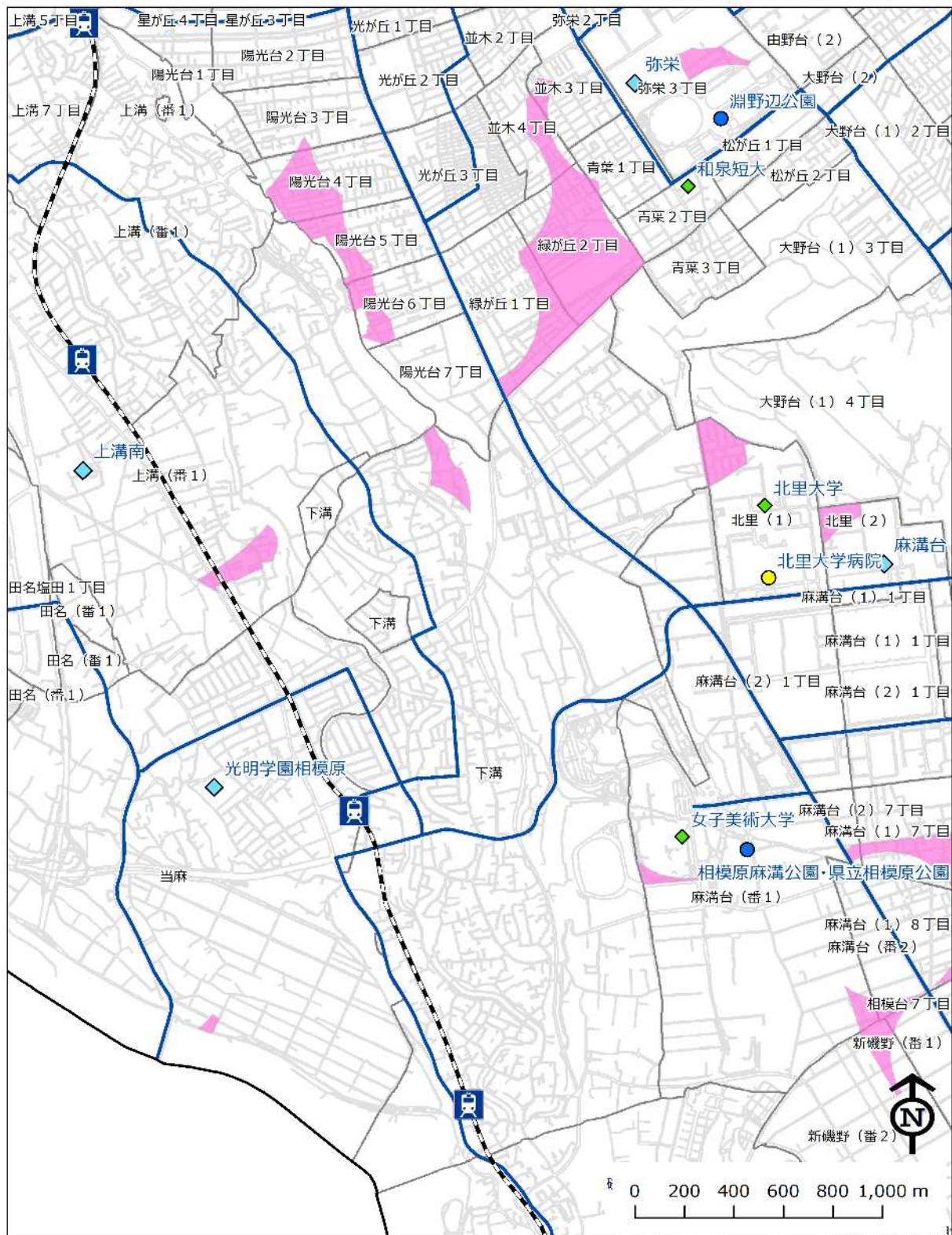
交通不便地域－6



【凡例】

■ 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
— バス路線	● 公園(10ha以上)	
★ 市役所・区役所	● 図書館	

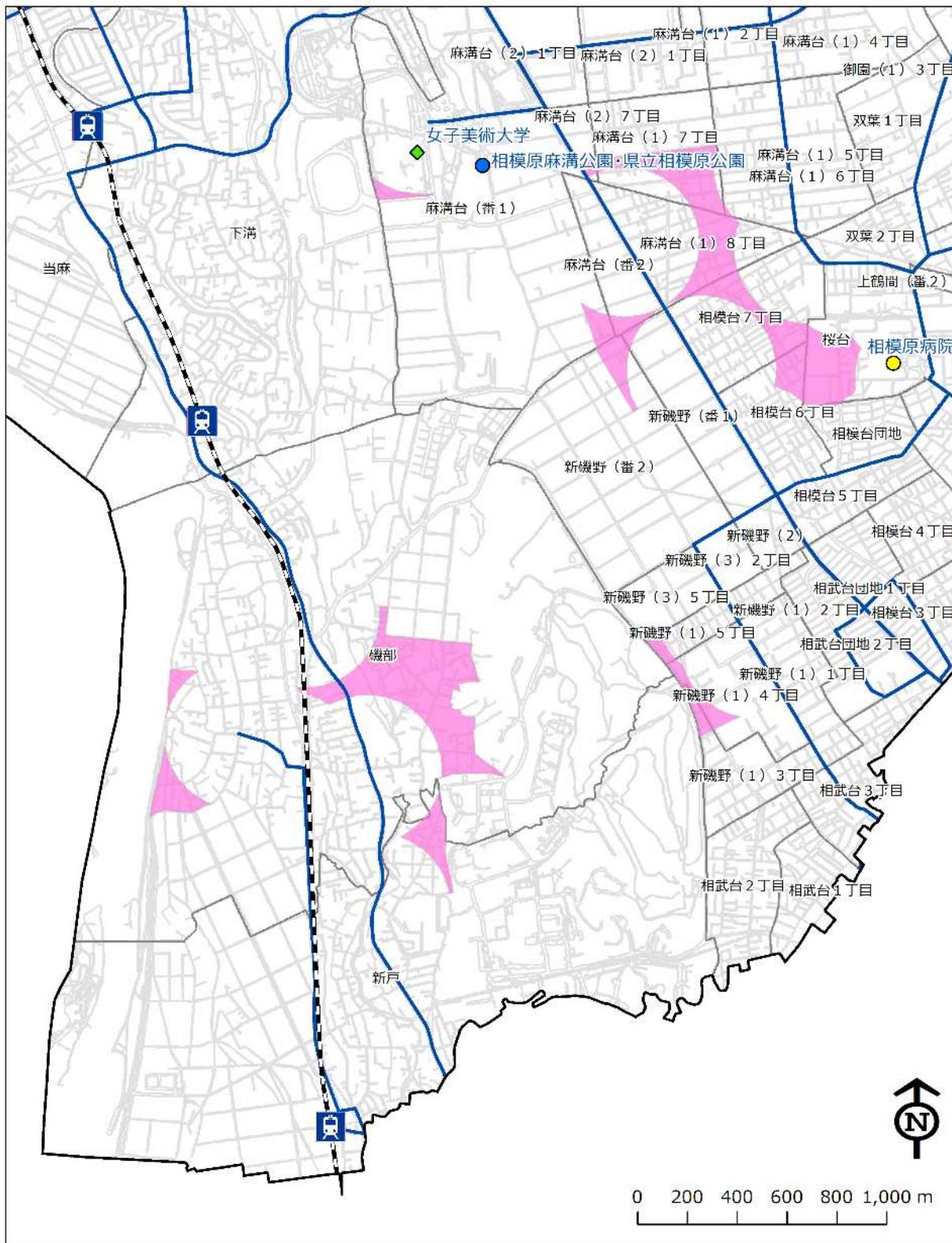
交通不便地域 － 7



【凡例】

■ 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
—— バス路線	● 公園(10ha以上)	
★ 市役所・区役所	● 図書館	

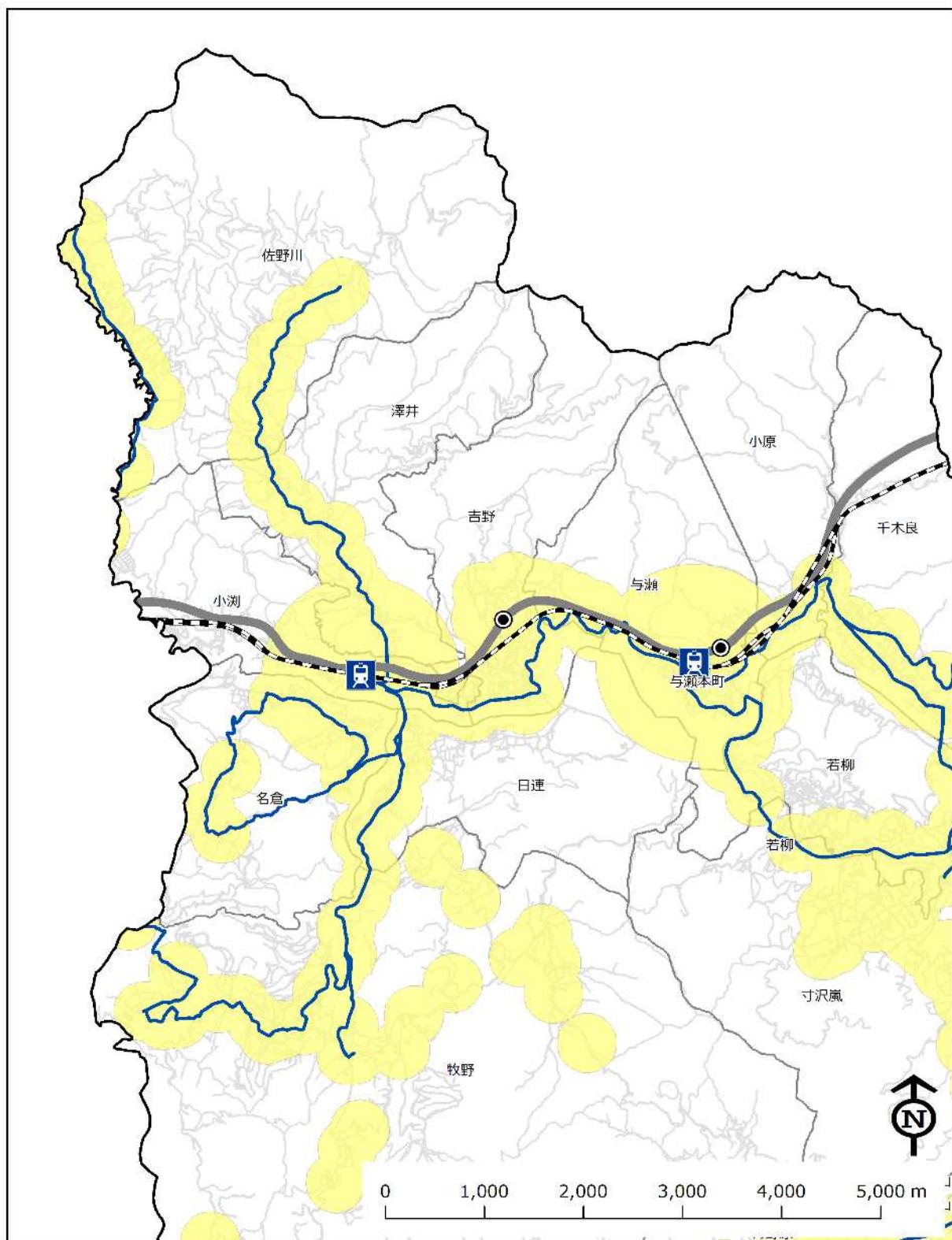
交通不便地域－8



【凡例】

■ 交通不便地域	● 大規模商業施設(10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院(200床以上)	◆ 高校
—— バス路線	● 公園(10ha以上)	◆ 図書館
★ 市役所・区役所	● 図書館	

交通不便地域－1

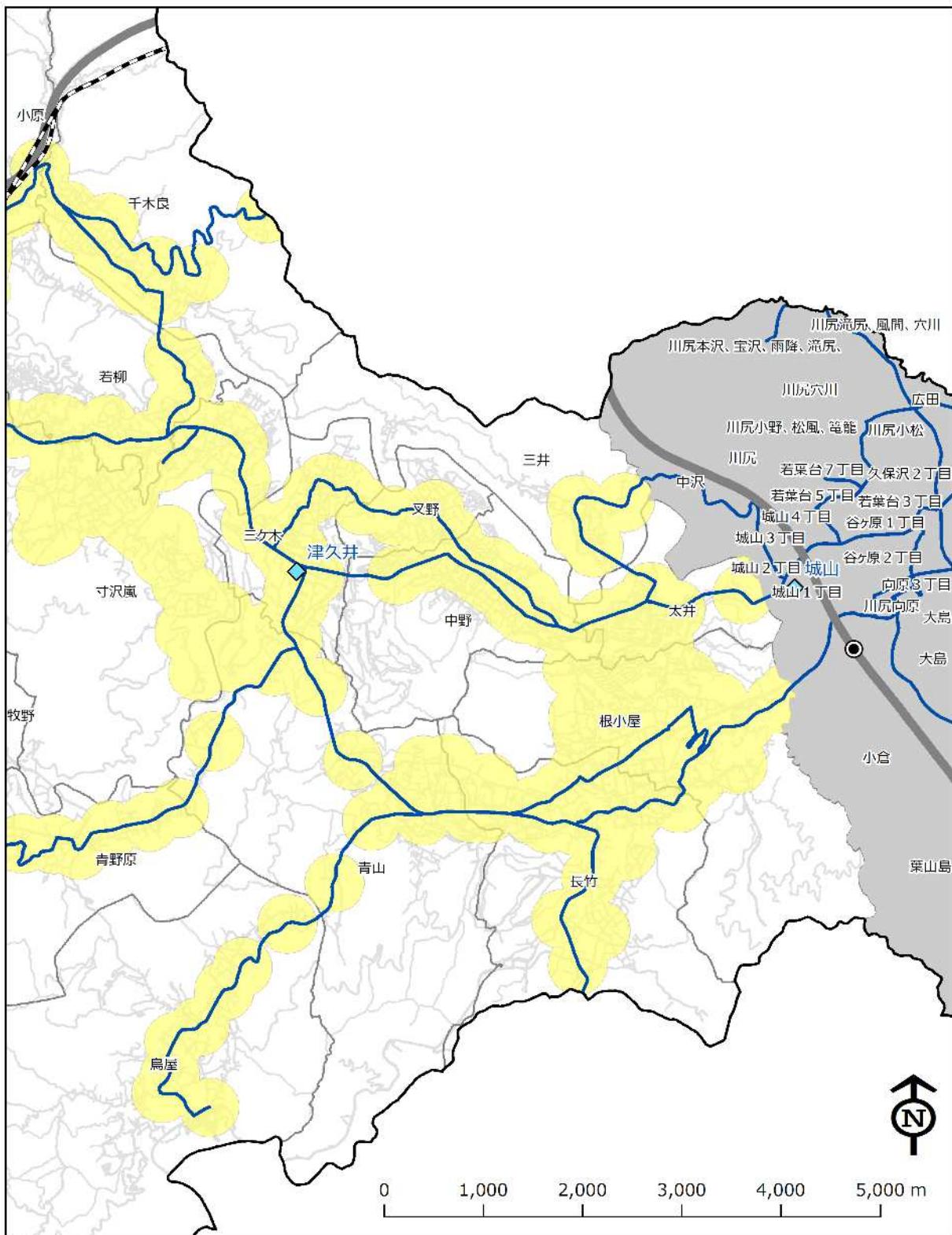


【凡例】

	公共交通圏域	● 大規模商業施設 (10,000m ² 以上)	◆ 大学
■ 鉄道駅	● 病院 (200床以上)	◆ 高校	
— バス路線	● 公園 (10ha以上)		
★ 市役所・区役所	● 図書館		

※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことで、この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。

交通不便地域－2

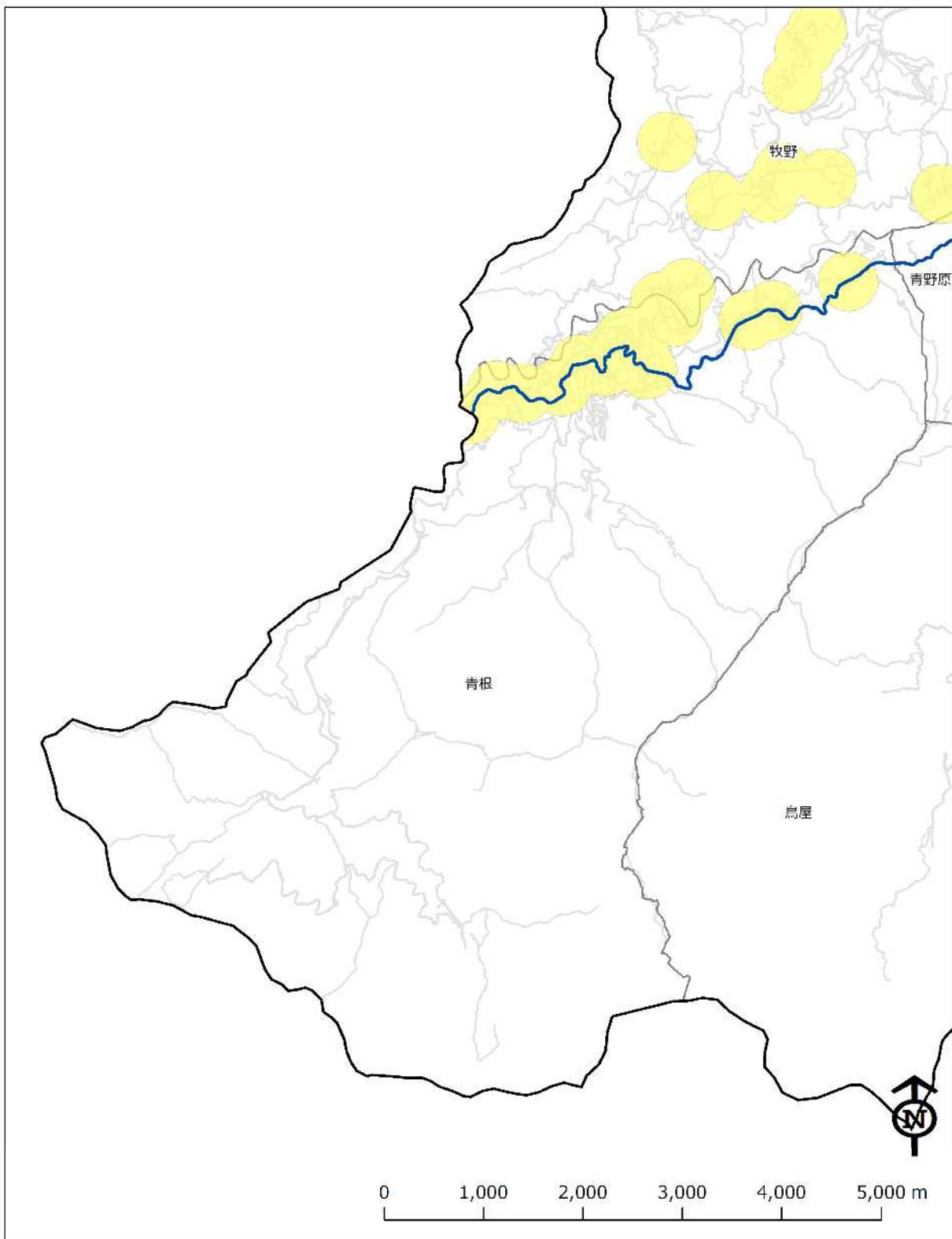


【凡例】

 	公共交通圏域	● 大規模商業施設 (10,000m ² 以上)	◆ 大学
 	鉄道駅	● 病院 (200床以上)	◆ 高校
 	バス路線	● 公園 (10ha以上)	
★	市役所・区役所	● 図書館	

※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことです。この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。

交通不便地域－3

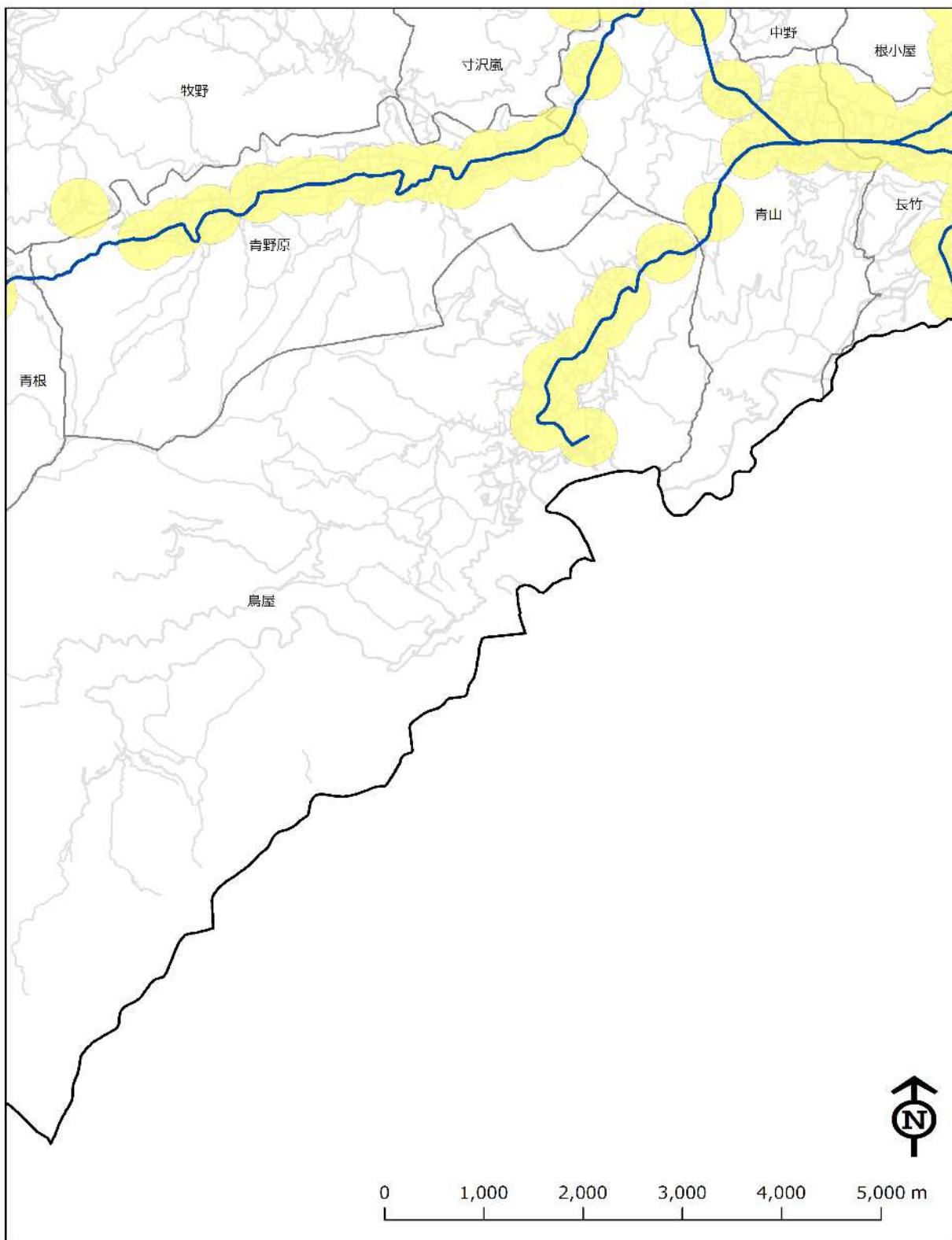


【凡例】

	公共交通圏域		大規模商業施設(10,000m²以上)		大学
	鉄道駅		病院(200床以上)		高校
	バス路線		公園(10ha以上)		
	市役所・区役所		図書館		

※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことで、この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。

交通不便地域－4



【凡例】

	公共交通圏域		大規模商業施設(10,000m²以上)		大学
	鉄道駅		病院(200床以上)		高校
	バス路線		公園(10ha以上)		
	市役所・区役所		図書館		

※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことで、この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。

コミュニティバス導入検討申請書（様式1）

年 月 日

相模原市長 あて

コミュニティバス導入検討申請書

次のとおり、コミュニティバスの導入検討について申請します。

地域名 (団体名)	(自治会名)			
代表者 氏名				
代表者 連絡先	住 所	〒	一	
		相模原市		
	電話番号		FAX 番号	
E-MAIL	@			
構成員氏名 (最低5名 記載)				
希望経路	起点名称		終点名称	
	主要経由地 名称		運行距離	約 km
	【概略図】※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載			
導入を検討 する理由				

運行経路案（様式2）

年　月　日

次のとおり、コミュニティバス運行経路案を提出します。

地域名 (団体名)			代表者氏名	
運行経路 第　案	起点名称		終点名称	
	主要経由地 名称		運行距離	km
【運行経路図】※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載				
運行経路 第　案	起点名称		終点名称	
	主要経由地 名称		運行距離	km
【運行経路図】※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載				

運行計画案（様式3）

年　月　日

次のとおり、コミュニティバス運行計画案を提出します。

地域名 (団体名)			代表者氏名
運行経路 第 案	起点名称		終点名称
	主要経由地 名称		運行距離 km
【運行経路図】※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載			
運賃	※対距離運賃の場合は三角表を記載。		
運行時間帯	～		
運行本数			
その他 特記事項			

●需要調査アンケート票（例）

需要調査アンケート票（例）

相模原市コミュニティバス 実証運行開始前アンケート

1. 現在の居住地および日頃の外出についてお聞きします。

設問1 ご自宅の住所を町丁目までお書きください。

★記入例 相模原市（例①：相原 1丁目、例②：田名 _____）
【ご記入欄】 住所：相模原市（_____ 丁目）

設問2 現在の外出状況を、「通勤・通学」と「通勤・通学以外」の目的別に当てはまるものに○をお付けください。（※外出時の交通手段は問いません。）

通勤・通学での外出	1. 週に1日以上外出している (週に_____日程度)	2. ほとんど外出しない
通勤・通学以外での外出	1. 週に1日以上外出している (週に_____日程度)	2. ほとんど外出しない

設問3 日頃、通勤・通学以外の目的で、最も回数の多い外出について、目的地と目的をお答えください。

目的地 (○は1つ)	1. 市内 2. 市外 ※どちらかに○	★記入例 例①：(北里)にある(大学病院) 例②：(淵野辺)にある(図書館) 【ご記入欄】：()にある() 地区・地域名 施設名
目的 (○は1つ)	1. 買い物 2. 医療・福祉施設の利用(通院・お見舞い等) 3. 市役所等の行政施設の利用 4. 市の文化・体育施設、公園等の利用 5. レジャー・娯楽施設の利用 6. 仕事 7. 特になし(散歩など) 8. その他()	

設問4 設問3で答えた目的地へ行く際に利用する交通手段をお答えください。複数の交通機関を乗り継ぐ場合は、利用するもの全てに○をお付けください。

1. 徒歩	2. 自転車	3. バイク・原付
4. 自家用車(自分で運転)	5. 自家用車(同乗)	6. タクシー
7. バス	8. 鉄道	9. その他()

設問5 設問3で答えた目的地へは、何時ごろに出発しますか。また、何時ごろに帰宅しますか。

出発時間	(午前・午後) _____ 時 _____ 分ごろ ※どちらかに○
帰宅時間	(午前・午後) _____ 時 _____ 分ごろ ※どちらかに○

2. コミュニティバスの利用意向についてお聞きします。

(別紙の「コミュニティバスの実証運行について」をご覧になりながらお答えください。)

設問6 実証運行されるコミュニティバスを利用してみたいと思いますか。(○は1つ)

1. 利用してみたい 2. 利用したいとは思わない

設問7 設問6で「2. 利用したいとは思わない」を選んだ方におたずねします。

利用したくない理由として、当てはまるものをお答えください。
(○はいくつでも)

1. 目的地の近くに停留所がないから
2. 最寄りのバス停が遠いから
3. 他の用事で自動車などが必要だから
4. 自動車などは自分の好きな時間に使えるから
(バスの運行時刻に合わせなくてよいから)
5. 自転車などでは一定の時間でいけるから
(バスの移動時間が不安定だから)
6. バスでは目的地まで時間がかかるから
(現在の交通手段のほうが早いから)
7. バスは運賃が高いから
8. バスを使いたくないから(理由:
(理由の例・バスに乗ると酔ってしまうから))
9. その他()

→4ページ 3. ページへ

設問8 コミュニティバスによってあなたの外出回数は変わると思いますか。(○は1つ)

1. 外出回数が増えると思う
→現在より、(月・週)に_____日程度増える
2. 外出回数は現在と変わらないと思う
3. わからない

設問9 設問6で「1. 利用してみたい」を選んだ方におたずねします。あなたがバスを利用してみたいと思う目的と日数についてお答えください。(○は1つ)

1. 通勤・通学目的で利用してみたい・·····(月・週)に_____日利用したい
2. 通勤・通学以外の目的で利用してみたい····(月・週)に_____日利用したい
(※通勤・通学以外には、休日の買い物や平日の公共施設や医療施設の利用等が含まれます)
3. 両方の目的で利用してみたい······(月・週)に_____日利用したい

設問10 主に、どのような目的で利用したいと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 通勤・通学 | 2. 買い物 |
| 3. 医療・福祉施設の利用(通院・お見舞い等) | 4. 市役所等の行政施設の利用 |
| 5. 市の文化・体育施設、公園等の利用 | 6. レジャー・娯楽施設の利用 |
| 7. 仕事 | 8. その他() |

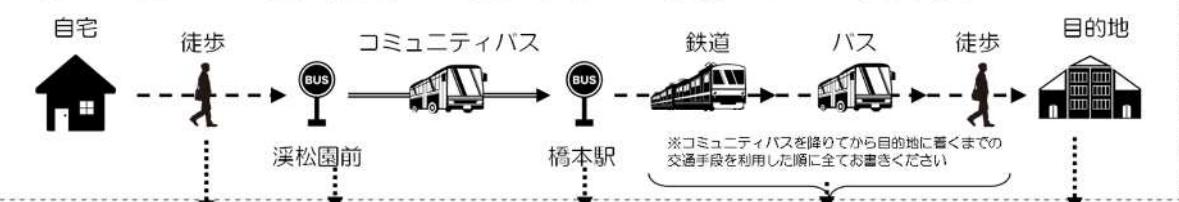
設問 11 設問 10 の目的でコミュニティバスを利用する際、月または週に何日ぐらい利用すると思われますか。

【ご記入欄】 (月・週) に _____ 日程度
※どちらかに○

設問 12 設問 10 で答えた目的についてお答えください。

その際のコミュニティバスを利用した移動について、目的地とそこに着くまでの交通手段について例を参考に下表の【記入欄】にお書きください。

★例 ※下図のような移動を行った場合は、記入は【例】のようになります。



	自宅から乗車バス停までの交通手段	コミュニティバスの乗車バス停名	コミュニティバスの降車バス停名	降車バス停から目的地までの交通手段	目的地
【例】	1	(14)	①	8,7,1	★記入例 例①：(北里)にある (大学病院) 例②：(淵野辺)にある (図書館)
記入欄					

- 【停留所名】
- | | |
|------------|----------|
| ①橋本駅南口 | ⑨九沢自治会館前 |
| ②橋本二丁目 | ⑩内出 |
| ③緑区合同庁舎前 | ⑪合野原 |
| ④みのり公園入口 | ⑫渓松園入口 |
| ⑤峠の原工業団地 | ⑬中の郷 |
| ⑥金属団地内郵便局前 | ⑭渓松園前 |
| ⑦北の丘センター | ⑮相模川自然の村 |
| ⑧北公園入口 | |

【ご記入欄】
() ← 地区・地域名
() ← 施設名

【交通手段】

- | | | |
|----------------|-------------|------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク・原付 |
| 4. 自家用車（自分で運転） | 5. 自家用車（同乗） | 6. タクシー |
| 7. バス | 8. 鉄道 | 9. その他 () |

設問 13 設問 12 の目的地には、現在、どのような交通手段で行っていますか。(○は1つ)

1. 現在は他の交通手段により利用している。(下表よりお選びください。複数の交通機関を乗り継ぐ場合は、利用するもの全てに○をお付けください。)

- | | | |
|----------------|-------------|------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク・原付 |
| 4. 自家用車（自分で運転） | 5. 自家用車（同乗） | 6. タクシー |
| 7. バス | 8. 鉄道 | 9. その他 () |

2. 現在は利用していない(コミュニティバスが運行開始したら行きたい)

→ 4 ページ 3. ヘ

3. 実証運行のサービス内容に対する満足度についてお聞きします。

設問 14 コミュニティバス実証運行のサービス内容は満足できそうですか。以下のサービスについて、あなたの考えに○をつけてください。(※各サービスにひとつずつ○)

評価項目	評価レベル	大変満足 できそう	満足 できそう	どちらとも 言えない	あまり満足 できそうに ない	まったく満 足できそう にない	わからない
バス停の設置位置 (別紙図を参照)	<input type="checkbox"/>						
バスの運行本数 (1時間に1本)	<input type="checkbox"/>						
バスの運賃 (対距離制：初乗 210 円～)	<input type="checkbox"/>						
バスの運行時間帯 (午前 8 時台～午後 6 時台)	<input type="checkbox"/>						
実証運行のバスルート	<input type="checkbox"/>						
バスサービス全体に対する 総合評価	<input type="checkbox"/>						

4. 回答者ご自身のことについてお聞きします。

<u>設問 15</u> 年齢	() 歳
<u>設問 16</u> 就業・就学状況 (○は1つ)	1. 有職(自宅外) 2. 有職(自宅内) 3. 学生 4. 専業主婦・主夫 5. 無職
<u>設問 17</u> 自宅から現在の最寄りバス停までの距離	最寄りのバス停の名称() 最寄りのバス停までの距離() m
<u>設問 18</u> 運転免許の保有状況 (○はいくつでも)	1. 普通運転免許 2. 自動二輪車 3. 原動機付自転車 4. 保有なし
<u>設問 19</u> 自由に使える車両 (○はいくつでも)	1. 自動車 2. バイク(原付含む) 3. 自転車 4. 自由に使える車両なし
<u>設問 20</u> 外出時の補助具(杖や車椅子等)※回答者の方が必要とされる補助具(○はいくつでも)	1. 補助具は利用しない 2. 杖を使用 3. 手押し車(乳母車のようなもの) 4. 車椅子 5. 電動車椅子 6. その他()

5. 相模原市内のバス交通に関するご意見・ご要望をお書きください。

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

●運行開始後調査アンケート票（例）

運行開始後調査アンケート票（例）

コミュニティバス利用者対象調査

1. コミュニティバスの利用についてお聞きします。

設問1 あなたがこのアンケートを受け取られた日時とこれまでのコミュニティバスの利用日数をお答えください。

今回このアンケートを受け取られた日時：令和4年 ____月 ____日 ____時 ____分頃
コミュニティバスを利用したのは今回で ____日目（※初めて利用した場合→「1日目」）

設問2 あなたがコミュニティバスを利用する主な理由は何ですか。該当する番号全てに○をお付けください。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 徒歩・自転車より安全で楽だから | 2. 自動車に乗れないから |
| 3. タクシーに比べて運賃が安いから | 4. 人に送迎を頼まなくても済むから |
| 5. 雨の日でも出かけられるから | 6. バス停が自宅または目的地の近くにあるから |
| 7. 乗り降りがしやすいバスだから | 8. 目的地へ乗換えなしで行くことができるから |
| 9. 興味があったので試しに乗ってみた | 10. その他（ _____ ） |

設問3 あなたがこのアンケートを受け取られた際の、移動目的は何ですか。該当する番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 買い物 | 2. 医療・福祉施設の利用（通院・お見舞い等） |
| 3. 通勤・通学 | 4. 市役所等の行政施設の利用 |
| 5. 市の文化・体育施設、公園等の利用 | 6. レジャー・娯楽施設の利用 |
| 7. 仕事（勤務中、仕事での移動） | 8. その他（ _____ ） |

設問4 あなたがこのアンケートを受け取られた際の、移動についてお聞きします。出発地および目的地についてお答えください。

出発地	★ご記入例：（大島）にある（自宅） 【ご記入欄】：（ _____ ）にある（ _____ ） 地区・地域名 施設名
目的地	★ご記入例：（橋本駅前）にある（デパート） 【ご記入欄】：（ _____ ）にある（ _____ ） 地区・地域名 施設名

設問5 あなたがこのアンケートを受け取られた際の、乗車したバス停と降車したバス停をお答えください。

乗車バス停名	（ _____ ）停留所	降車バス停名	（ _____ ）停留所
--------	--------------	--------	--------------

設問6 今回の移動の目的は、これまで、どのようなお苦痛手段で行っていましたか。（○は1つ）

1. これまで他の交通手段により利用していた。（下表よりお選びください。複数の交通機関を乗り継ぐ場合は、利用するもの全てに○をお付けください。）

- | | | |
|----------------|-------------|-----------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク・原付 |
| 4. 自家用車（自分で運転） | 5. 自家用車（同乗） | 6. タクシー |
| 7. バス | 8. 鉄道 | 9. その他（ _____ ） |

2. これまで利用していなかった（コミュニティバスが運行開始されてから行くようになった）

設問7 コミュニティバス実証運行のサービス内容は満足できますか。以下のサービスについて、あなたの考えに○をつけてください。(※各サービスにひとつずつ○)

評価項目	評価レベル	大変満足	満足	どちらとも言えない	あまり満足できない	まったく満足できない	わからない
バス停の設置位置 (別紙図を参照)	<input type="checkbox"/>						
バスの運行本数 (1時間に1本)	<input type="checkbox"/>						
バスの運賃 (対距離制：初乗210円～)	<input type="checkbox"/>						
バスの運行時間帯 (午前8時台～午後6時台)	<input type="checkbox"/>						
実証運行のバスルート	<input type="checkbox"/>						
バスサービス全体に対する 総合評価	<input type="checkbox"/>						

設問8 今後も、コミュニティバスを利用したいと思いますか。(○は1つ)

1. 今後も利用を続けたい
2. サービス内容が改善されたら利用を続けたい
3. もう利用する気はない(理由：)
4. その他()

2. コミュニティバスのバス停環境についてお聞きします。

設問9 コミュニティバスを待っている時に、危険を感じたり、不安に思ったことがありましたらお書きください。

3. 回答者ご自身のことについてお聞きします。

<u>設問10</u> 年齢	()歳	
<u>設問11</u> 就業・就学状況 (○は1つ)	1. 有職(自宅外)	2. 有職(自宅内)
	3. 学生	4. 専業主婦・主夫
	5. 無職	
<u>設問12</u> 運転免許の保有状況 (○はいくつでも)	1. 普通運転免許	2. 自動二輪車
	3. 原動機付自転車	4. 保有なし
<u>設問13</u> 自由に使える車両 (○はいくつでも)	1. 自動車	2. バイク(原付含む)
	3. 自転車	4. 自由に使える車両なし
<u>設問14</u> 外出時の補助具(杖や車椅子等)※回答者の方が必要とされる補助具(○はいくつでも)	1. 補助具は利用しない	
	2. 杖を使用	3. 手押し車(乳母車のようなもの)
	4. 車椅子	5. 電動車椅子
	6. その他()	

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。